

令和6年度
会津若松市会計年度任用職員（専門員）
会津若松市児童福祉施設入所費用徴収推進員
選考試験受験案内

この選考試験で募集する会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき採用される一会計年度（4月1日から3月31日まで）の範囲内の任期中で任用される職員です。

勤務成績が良好な場合に限り、令和7年4月1日以降において、再度任用する場合があります。ただし、この場合の再度の任用は4回が限度となります。また、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。

1 申込受付期間：令和6年8月8日（木）～8月22日（木）

選考試験：随時

受付は8時30分から17時15分まで行います。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

郵送による申し込みは、8月22日（木）必着のものまで受け付けます。

【選考について】

- ・ 募集期間中であっても、応募があった場合はその都度選考試験を行います。
- ・ 面接日はご希望を確認の上、設定します。
- ・ 選考の結果、採用予定人数に達した場合は、その時点で募集を終了します。

2 試験職種、採用予定人数、職務内容、任期

(1)試験職種、採用予定人数、職務内容

試験職種	採用予定人数	職務内容
会津若松市児童福祉施設入所費用徴収推進員	1名程度	1. 保育料等の収納に関すること。 (1)こども保育課窓口における収納 (2)家庭訪問による収納 (3)口座振替による納付管理 (4)収納金の日計管理及び指定金融機関への納付 (5)未納金の督促及び催告に関すること。 (6)未納金の納付相談に関すること。 (7)口座振替制度利用の勧奨 (8)その他保育料の収納に関すること。 2. 保育料の滞納処分に関すること。 (1)保育料滞納処分対象者の選定と納税課への移管 (2)滞納処分に係る納税課との連絡及び調整 (3)滞納処分案件の管理 (4)その他滞納処分に関すること。 3. その他 (1)こども保育課窓口における教育・保育給付認定申請の受理及び事務補助等に関すること。

(2)任期

令和6年10月15日から令和7年3月31日まで

3 受験資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たす者

(1)次のいずれかに該当する者

- ア 日本国籍を有する者
- イ 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる在留資格をもって在留する者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定められている特別永住者

(2)次のいずれにも該当しない者

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3)以下のいずれにも該当する者

- ア 高校卒業程度の学歴を有する者
- イ 普通自動車運転免許を有する者

4 試験の方法及び内容等

試験種目	内容
作文試験	課題に対する知識や見解等の表現能力についての記述試験 ※申込時に提出していただきます。
経歴審査	会津若松市児童福祉施設入所費用徴収推進員として必要な職務や経歴等の有無についての審査
面接試験	会津若松市児童福祉施設入所費用徴収推進員として必要な資質を総合的に評価する試験

5 試験期日、試験会場及び合格者発表

試験種目	期日・時間・場所	合格者発表
作文試験	事前提出	面接後10日以内に郵送または電話で合否を通知します。
経歴審査	事前提出	
面接試験	随時 会津若松市役所栄町第二庁舎 (庁舎内会議室)	

6 受験申込方法

ハローワークを通してご連絡の上、「受験申込書」及び「作文課題」に必要な事項を記入し、紹介状とあわせて会津若松市役所健康福祉部こども保育課に提出してください。後日、面接日程等をお知らせします。

7 合格者の採用

合格者は、成績上位の方から原則として令和6年10月15日以降採用します。

なお、受験資格を欠くことが明らかになった場合（欠格事項に該当することになった場合など）は、採用されません。

8 待遇等

(1)報酬

1月あたりに支給される目安額 179,400円～184,920円(予定)	人事院勧告等により改定が行われる場合があります。職務経験等を有する方は、その経験等によって報酬が左記の範囲内で調整される場合もあります。
諸手当等	通勤手当に係る費用弁償、時間外勤務手当に係る報酬、期末手当等が、それぞれ支給条件に応じて支給されます。

(2)勤務日数・勤務時間・休暇等

勤務を要する日	週5日勤務
勤務時間	1日5時間45分 通常勤務 午前8時30分から午後3時15分まで 遅出勤務 午前10時30分から午後5時15分まで
休日	土・日曜日、国民の祝日、年末年始
休暇	任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇が付与されるほか、特別休暇が条件に応じて取得できます。
勤務場所	会津若松市役所栄町第二庁舎及び市内一円
福利厚生	健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償

(3)服務

服務	信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。営利企業等への従事（兼業）については、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の観点から、制限する場合があります。
----	---

9 その他

(1)この試験で、会津若松市児童福祉施設入所費用徴収推進員に採用されても、会津若松市職員（任期の定めのない職）採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

(2)本試験は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込まれた方は必ず受験されるようお願いいたします。

(3)申込み時等に提出された書類は、一切返却いたしません。

(4)その他、不明な点は会津若松市役所健康福祉部こども保育課にお問い合わせください。

会津若松市役所健康福祉部こども保育課保育グループ
(栄町第二庁舎)

〒965-0871 会津若松市栄町5番17号

TEL 0242 (39) 1239

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>